

4 国際意匠登録出願に係る国際登録簿に記録された意匠は、第六条第一項の規定により提出した 図面に記載された意匠登録を受けようとする意匠とみなす。 (意匠の新規性の喪失の例外の特例)	意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所 意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所 意匠に係る物品
5 第六十条の七 第四条第二項の規定の適用を受けようとする国際意匠登録出願の出願人は、その旨 を記載した書面及び第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠が第四条第二項の規 定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を、同条第三項の規定にかかわら ず、国際公表があつた日後経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出することができる。 (関連意匠の特例)	
6 第六十条の八 本意匠の意匠登録出願と関連意匠の意匠登録出願の少なくともいすれか一方が国際 意匠登録出願である場合における第十一条第一項の規定の適用については、同項中「又は第四十三 条の三第一項若しくは第一項の規定による」とあるのは、「若しくは第四十三条の三第一項若しく は第二項又はジュネーブ改正協定第六条(1)(a)の規定による」とする。 (秘密意匠の特例)	
7 第六十条の九 国際意匠登録出願の出願人については、第十四条の規定は、適用しない。 (パリ条約等による優先権主張の手続の特例)	
8 第六十条の十 国際意匠登録出願については、第五十五条第一項において読み替えて準用する特許法 第四十三条第一項から第四項まで、第六項及び第七項(第五十五条第二項において読み替えて準用 する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)並びに第四十三条の三第二項の規 定は、適用しない。	
9 第六十条の十一 国際意匠登録出願についての第十五条第一項において準用する特許法第三十四条 第六条(1)(a)の規定による優先権の主張をした者に準用する。この場合において、同法第四十三条第 二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年以内」とあるのは、「経済産業省令で定 める期間内」と読み替えるものとする。 (意匠登録を受ける権利の特例)	
10 第六十条の十二 国際意匠登録出願の出願人は、国際公表があつた後に国際意匠登録出願に係る意 匠を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後意匠権の設定の登録前に業としてそ の国際意匠登録出願に係る意匠又はこれに類似する意匠を実施した者に対し、その国際意匠登録 出願に係る意匠が登録意匠である場合にその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施に対し受け るべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合に (国際公表の効果等)	

11 第六十条の十九 国際登録を基礎とした意匠権についての第六十一条第一項第一号の規定の適用に ついては、同項中「意匠権の設定、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限」とある のは、「意匠権の設定、信託による変更、消滅（存続期間の満了によるものに限る。）又は処分の制 限」とする。 2 国際登録を基礎とした意匠権の移転又は消滅（存続期間の満了によるものを除く。）は、国際登 録簿に登録されたところによる。	おいても、国際公表がされた国際意匠登録出願に係る意匠であることを知つて意匠権の設定の登 録前に業としてその国際公表がされた国際意匠登録出願に係る意匠又はこれに類似する意匠を実 施した者に対しては、同様とする。 2 特許法第六十五条第二項から第六項までの規定は、前項の規定により請求権を行使する場合に 準用する。この場合において、同条第五項中「出願公開後」とあるのは、「国際公表後」と、同条 第六項中「第一百一十条、第一百四条から第一百四条の三まで、第一百五条、第一百五条の二、第一百五条の四 から第一百五条の七まで及び」とあるのは、「意匠法第二十八条、同法第四十一条において準用する 特許法第四条の二から第一百五条の二まで及び第一百五条の四から第一百五条の六まで並びに意匠法 第五十二条において準用する特許法」と読み替えるものとする。
12 第六十条の十四 国際意匠登録出願は、その基礎とした国際登録が消滅したときは、取り下げられ たものとみなす。 2 前項の規定により読み替えて適用する第二十条第一項の規定により設定の登録を受けた意匠権 (以下「国際登録を基礎とした意匠権」という。)は、その基礎とした国際登録が消滅したときは、 消滅したものとみなす。 3 前一項の効果は、国際登録簿から当該国際登録が消滅した日から生ずる。 (国際登録の消滅による効果)	第六十条の十四 国際意匠登録出願は、その基礎とした国際登録が消滅したときは、取り下げられ たものとみなす。 2 前項の規定により読み替えて適用する第二十条第一項の規定により設定の登録を受けた意匠権 (以下「国際登録を基礎とした意匠権」という。)は、その基礎とした国際登録が消滅したときは、 消滅したものとみなす。 3 前一項の効果は、国際登録簿から当該国際登録が消滅した日から生ずる。
13 第六十条の十五 本意匠の意匠権が国際登録を基礎とした意匠権である場合における第一二十一条第 二項の規定の適用については、同項中「第四十四条第四項」とあるのは、「第六十条の十四第一項」 とする。 (関連意匠の意匠権についての専用実施権の設定の特例)	第六十条の十五 本意匠の意匠権が国際登録を基礎とした意匠権である場合における第一二十一条第 二項の規定の適用については、同項中「第四十四条第四項」とあるのは、「第六十条の十四第一項」 とする。
14 第六十条の十六 本意匠の意匠権が国際登録を基礎とした意匠権である場合における第一二十七条第 三項の規定の適用については、同項中「第四十四条第四項」とあるのは、「第六十条の十四第一項」 とする。 (関連意匠の意匠権の移転の特例)	第六十条の十六 本意匠の意匠権が国際登録を基礎とした意匠権である場合における第一二十七条第 三項の規定の適用については、同項中「第四十四条第四項」とあるのは、「第六十条の十四第一項」 とする。
15 第六十条の十七 国際登録を基礎とした意匠権を有する者は、その意匠権を放棄することができる。 2 国際登録を基礎とした意匠権については、第三十六条において準用する特許法第九十七条第一 項の規定は、適用しない。 (意匠権の放棄の特例)	第六十条の十七 国際登録を基礎とした意匠権を有する者は、その意匠権を放棄することができる。 2 国際登録を基礎とした意匠権については、第三十六条において準用する特許法第九十七条第一 項の規定は、適用しない。
16 第六十条の十八 国際登録を基礎とした意匠権の移転、信託による変更、放棄による消滅又は処分 の制限は、登録しなければ、その効力を生じない。 2 国際登録を基礎とした意匠権については、第三十六条において準用する特許法第九十八条第一 項第一号及び第二項の規定は、適用しない。 (意匠権の登録の効果の特例)	第六十条の十八 国際登録を基礎とした意匠権の移転、信託による変更、放棄による消滅又は処分 の制限は、登録しなければ、その効力を生じない。 2 国際登録を基礎とした意匠権については、第三十六条において準用する特許法第九十八条第一 項第一号及び第二項の規定は、適用しない。
17 第六十条の十九 国際登録を基礎とした意匠権についての第六十一条第一項第一号の規定の適用に ついては、同項中「意匠権の設定、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限」とある のは、「意匠権の設定、信託による変更、消滅（存続期間の満了によるものに限る。）又は処分の制 限」とする。	第六十条の十九 国際登録を基礎とした意匠権についての第六十一条第一項第一号の規定の適用に ついては、同項中「意匠権の設定、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限」とある のは、「意匠権の設定、信託による変更、消滅（存続期間の満了によるものに限る。）又は処分の制 限」とする。